

【 令和 5 年分 収支内訳書 (令和 5 年 1 月 1 日 ~ 令和 5 年 12 月 31 日) 】

田畑の面積等の状況	面積 (a)
所有面積	
借受面積	
転作面積	
耕作面積	

③雑収入の内訳

区 分	金 額 (円)
戸別所得補償交付金等	
令和5年産米以外の精算金	
中山間地域等直接支払交付金	

※必要経費は事業に關係する部分だけですので、ご注意ください。
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの（領収書、通帳等）を整理して、申告相談時に持参してください。

科 目		金 額 (円)	農	営	不	科 目		金 額 (円)	農	営	不	
収 入 金 額	販売・売上金額、賃貸料①		○	○	○	そ の 他 の 経 費	飼 料 費 オ		○			
	家事消費②		○	○			農 具 費 カ		○			
	雑収入・その他の収入③		○	○			農 薬 衛 生 費 キ		○			
	礼金・権利金更新料④				○		諸 材 料 費 ク		○			
	名義書換料・その他⑤				○		修 繕 費 ケ		○	○	○	
	小計(①+②+③+④+⑤)⑥		○	○	○		動 力 光 熱 費 コ		○	○		
	農産物棚卸高	期首⑦		○				旅 費 交 通 費 サ			○	
		期末⑧		○				通 信 費 シ			○	
	小計(⑥-⑦+⑧)⑨		○	○	○		廣 告 宣 伝 費 ス				○	
	売 上 原 価	期首商品棚卸高⑩					○	接 待 交 際 費 セ				○
仕入金額⑪					○	損 害 保 険 料 ソ			○	○	○	
小計(⑩+⑪)⑫					○	消 耗 品 費 タ				○		
期末商品棚卸高⑬					○	福 利 厚 生 費 チ				○		
差引原価(⑫-⑬)⑭					○	作 業 用 衣 料 費 ツ			○			
差引金額(⑨-⑭)⑮				○	○	農 業 共 済 掛 金 テ			○			
経 費	給料賃金・雇人費 A		○	○	○	荷 造 運 賃 手 数 料 ト			○	○		
	小作料・賃借料・外注工賃 B		○	○		土 地 改 良 費 ナ			○			
	減価償却費 C		○	○	○		ニ					
	貸倒金 D		○	○	○	雑 費 ヲ			○	○	○	
	地代家賃 E				○	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用 小 計 (ア～ヌまでの計-ネ) G			○			
	利子割引料・借入金利子 F		○	○	○	経費計(A～Gまでの計)⑯			○	○	○	
	そ の 他 の 経 費	租 税 公 課 ア		○	○	○	専従者控除前の所得(⑮-⑯)⑰			○	○	○
		種 苗 費 イ		○			専 従 者 控 除 ⑱			○	○	○
		素 畜 費 ウ		○			所 得 金 額 (⑰ - ⑱) ⑲			○	○	○
		肥 料 費 エ		○								

必要経費の主な科目の具体例

科 目	具 体 例
販売・売上金額、賃貸料①	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費②	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の飯米等
雑収入・その他の収入③	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物期首棚卸高⑦	⑦ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
農産物期末棚卸高⑧	⑧ 本年12月31日現在の委託販売で精算未了のもの
期首商品棚卸高⑩	⑩ 本年1月1日現在の棚卸高
仕入金額⑪	⑪ 商品の仕入金額
期末商品棚卸高⑬	⑬ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費 A	A 農業、事業等に従事した雇人の給料 (生計を一にする親族は専従者控除⑱になります)
小作料・賃借料 B	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料、賃借料及び 作業受託料
外注工賃 C	C 下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却費 C	C 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子 F	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税公課 ア	ア 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種苗費 イ	イ 種子、苗等の購入費用
素畜費 ウ	ウ 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料費 エ	エ 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料費 オ	オ 飼料の購入費用
農具費 カ	カ 使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の 農具購入費
農薬衛生費 キ	キ 農薬の購入費用、共同(航空)防除の負担金
諸材料費 ク	ク 農業のため使用する材料費(黒土・紙袋・ビニール等)
修繕費 ケ	ケ 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力光熱費 コ	コ 事業のために使用した燃料費(水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等)
旅費交通費 サ	サ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信費 シ	シ 電話料、切手代等
消耗品費 タ	タ 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料費 ツ	ツ 農作業に必要な衣料の購入費(作業衣・長靴・手袋等)
農業共済掛金 テ	テ 水稲・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に 対する火災保険料等
荷造運賃手数料 ト	ト 出荷手数料、検査料、運搬料等
土地改良費 ナ	ナ 土地改良事業の費用

記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得(農業・営業)、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
 > 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
 > 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。